

<院内集会>- デジタル庁と監視社会 - - オールデジタルにならない社会を目指して -



- 日時: 4月6日(火)13時30分
~15時 30分
- 会場: 衆議院第2議員会館
第4会議室

小倉利丸
toshi@jca.apc.org



今日お話すること

- 個人情報の問題
- 法と監視社会
- データの官民相互運用の問題
- 私たちの課題



わたしたちにできること



Facebookから106カ国の5億3300万人分以上の電話番号、フェイスブックのID、名前、誕生日、一部にはメールアドレスなどが流出したことが判明

- 法律にできることは？ 残念ながらない。何かあったとしてもわたしたちのプライバシーを具体的に守れるような力はない。
- 私にできることは法律よりも多くのことがある
 - 自分の情報が漏洩したかどうかを調べることができる
→ <https://monitor.firefox.com/>
 - 漏洩していたら、パスワードを変える
 - パスワードの使い回しをしない
 - Facebookを使わない
 - 個人情報保護可能な技術を開発する ...



個人情報法では守れない



個人情報を考える基本的な観点

- 名前、生年月日、国籍、戸籍データ、性別、住所、親族関係、病歴、学歴、生体情報（指紋、顔データ、DNA型）などなど
- 多くの個人情報は一生不変だったり長期にわたって不変である。**最低 100 年は保護されるべき。**
- **個人情報を人間の一生を通じて確実に保護できる法制度は存在しない。（法は常時改正が可能だから）**
- いったん提供、漏洩、流出した個人情報は回収できない。



個人情報法では守れない



法による保護は不要とはいわないが ...

- 法的保護は、あくまで対症療法にすぎず、改悪されることの方が可能性としては大きい。
- 法の条文で個人情報の保護は確認できない。個人情報が実際にどのように管理されているのかを自分で確かめることが必要だ。
- 自己情報コントロール権だけでは、自分の情報がどのように管理されているのか、システム全体を確認できない。



個人情報をめぐる最大の の危惧



個人情報やプライバシーの権利への関心は薄れている

- 個人情報の流出、漏洩事件が続き、「慣れ」てしまい危機感が希薄になっている。
- 政府、企業の個人情報利用の実体を**実感できない**ために実は他人事にしかかかっていない。
- **便利さを優先**させて個人情報の提供を容認してしまっている。



個人情報をめぐる最大の の危惧



個人情報やプライバシーの権利への関心は薄れている

- 個人情報の流出、漏洩事件が続き、「慣れ」てしまい危機感が希薄になっている。
- 政府、企業の個人情報利用の実体を**実感できない**ために実は他人事にしかかかっていない。
- **便利さを優先**させて個人情報の提供を容認してしまっている。

Facebook、Twitter、Lineでの情報発信のリスクを市民運動や野党が議論せずに使っているんじゃないか...



個人情報をめぐる最大の の危惧



ビッグデータの時代の個人情報は様変わりしている

- 個人を特定できない断片的な情報の収集
- 大量の断片情報を集めて個人を特定する
- 個人の特性に合せた広告や選挙活動
- 自分の価値観や考え方が気づかないうちに変容

ビッグデータで選挙の勝敗が決まる

些細な情報提供を見逃しがちになる

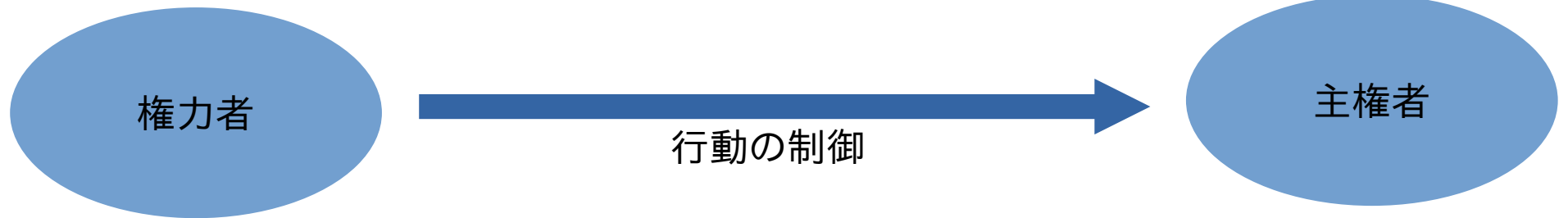


法とは権力者の目的達成のための 道具である



権力者（政権）が達成したい目標から物事を考えてみると ...

- 主権者の行動をコントロールしたい
- 主権者を権力者（政権）を支持するように行動させたい



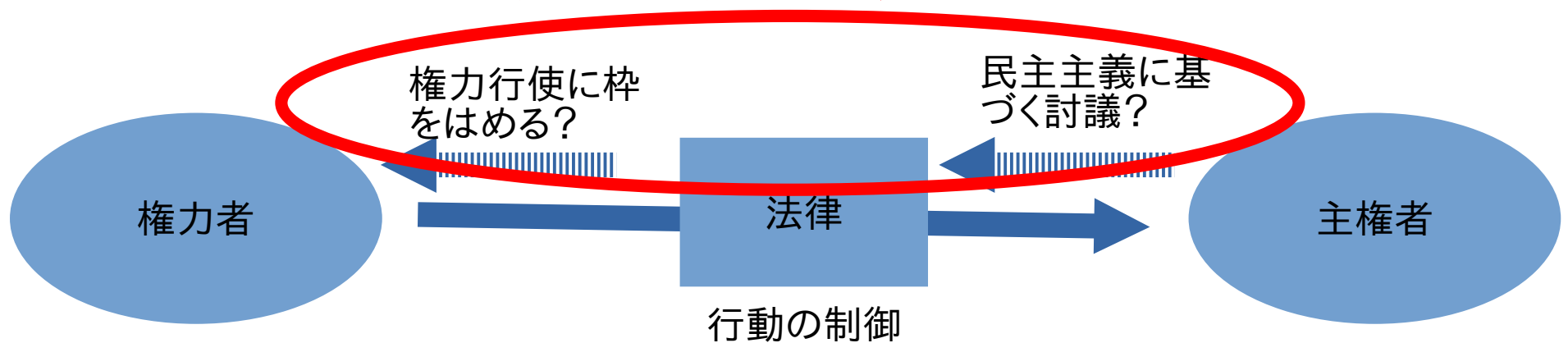
法とは権力者の目的達成のための 道具である



権力者（政権）が達成したい目標から物事を考えてみると ...

- 主権者の行動をコントロールしたい
- 主権者を権力者（政権）を支持するように行動させたい

権力の正統性を偽装するための形式的な仕組みに



監視社会批判の観点から「法」の限界を理解する



監視社会批判の定番の考え方

ミシェル・フーコー『監獄の誕生』（日本語版 1977）など。『性の歴史』（日本語版 1986）より

現代の権力は「**法律的権利**によってではなく**技術**によって、法によってではなく**標準化**によって、刑罰によってではなく**統制**、つまり国家の機関に制約されないレベルと形態で行使される新しい仕組み」

「我々はすでに数世紀以来、法律的なものが権力を縛ることができなくなり、また法律がその条文で示すような体系を権力とみなすこともできないような社会に突入している」



立法をめぐる闘争は闘いのなかのごく一部にすぎないことを自覚することが必要になる。



監視社会批判の観点から「法」の限界を理解する



権力者による人々の行動を支配する手段は複数ある。

- **法**：権力とは法を逸脱しても処罰されない力である
- **科学と技術**：権力の普遍的な価値を支える手段である
- **教育**：既存の社会秩序に順応できる能力の形成である
- **規律や道徳的な規範など**：既存の社会の価値観の内面化
- **文化とライフスタイル**：既存の社会に適応した日常

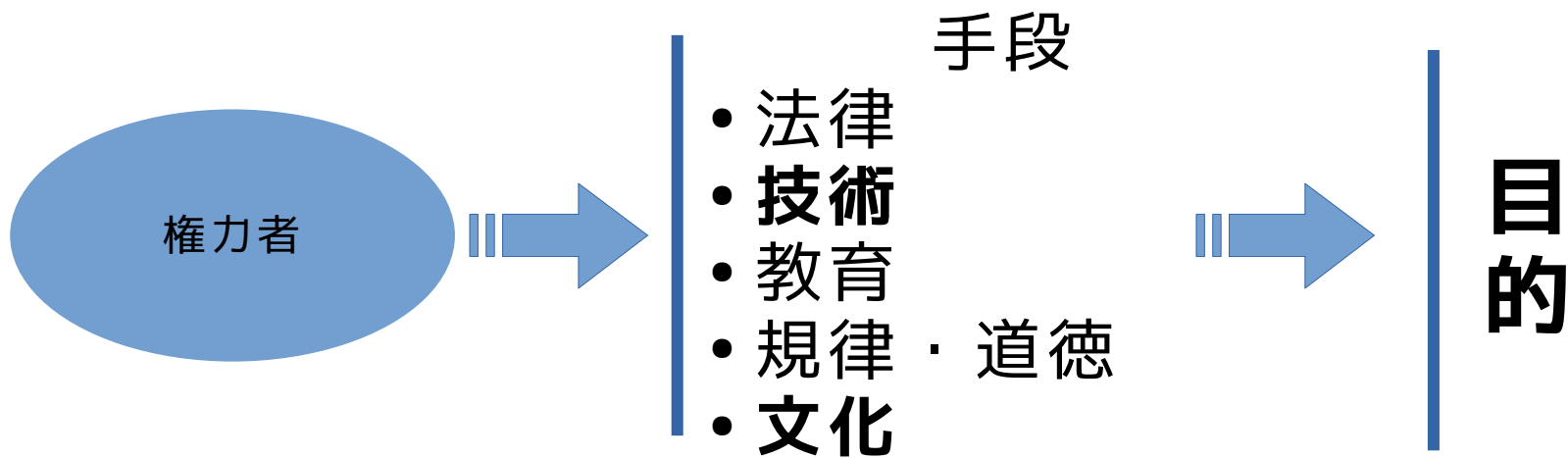
民主主義は権力行使の正統性のための手続きにしかなってない
権力者には法制定なしでも他に多くの選択肢がある



監視社会批判の観点から「法」の限界を理解する



権力者は複数の手段を用いて目的を達成する。
法律の制定の可否はほとんど影響しない



権力者は目的達成のための手段を複数用意している



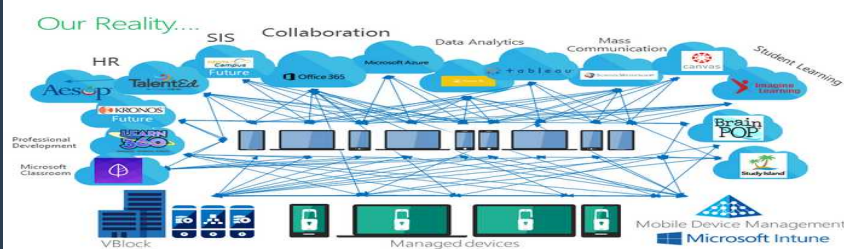
監視社会批判の観点から「法」の限界を理解する



- 権力者は法律のかわりに技術を使う
 - コンピュータ技術の難解さが議論を阻害している
 - 技術の適法性は国会で審議されない
 - 技術情報は非公開
 - コンピュータは政権の命令を忠実に実行する
- 権力者は政府批判派も否定できないコンピュータ神話の価値観を利用する。
 - 技術進歩
 - 便利 / 強制利用環境
 - 日常生活の必需品に



データの官民相互運用の問題



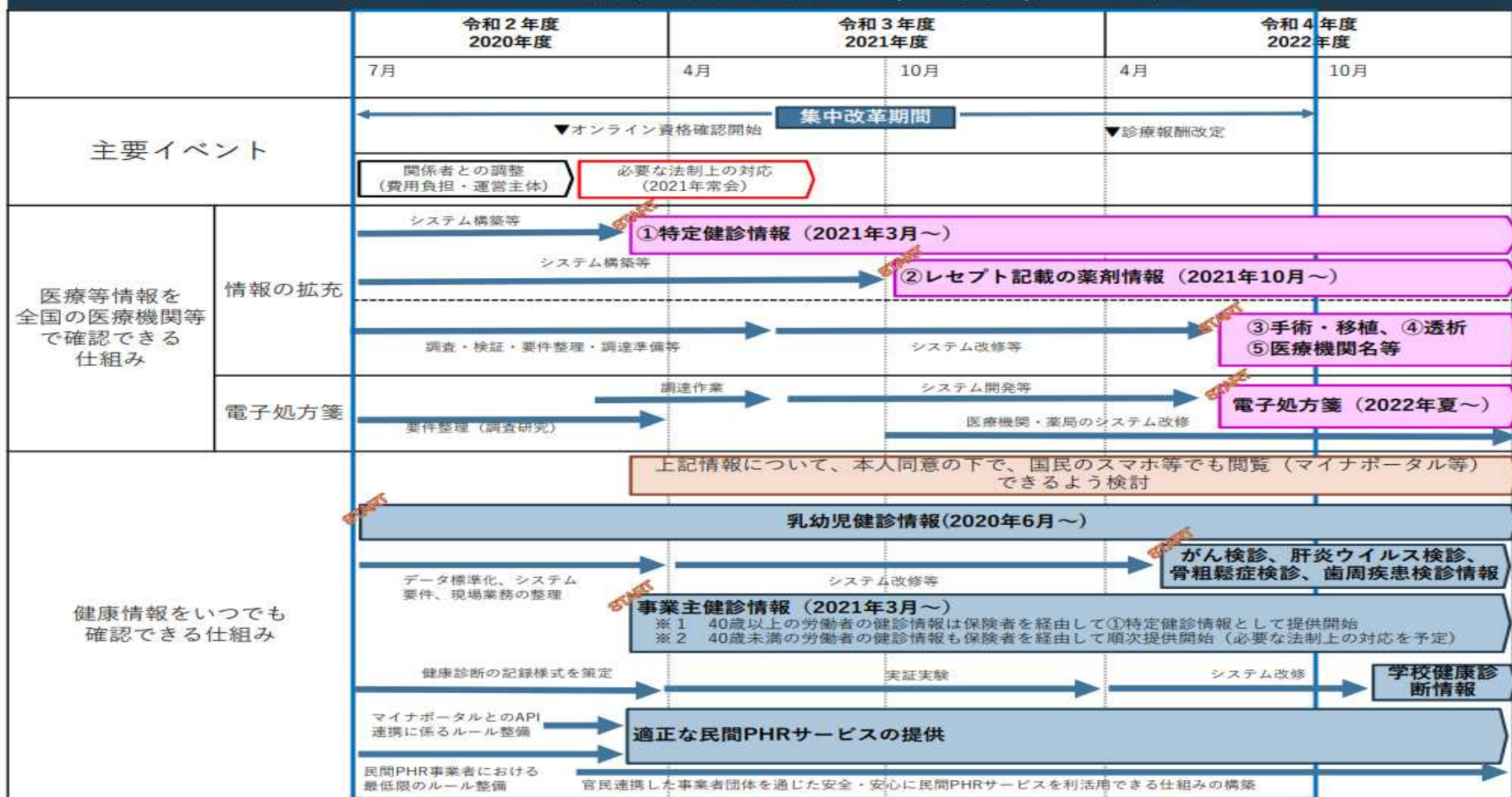
個人情報情報は企業の利益と政権の権力基盤に利用される

- システムの統合は簡単ではない
- 個人情報のリスクはシステムの規模に比例して増大
- システムの責任の所在はシステムの規模に比例して曖昧に
- 技術の実態を主権者が確認できない
- わたしたちは、政府・企業の**システムと闘うこと**になる。



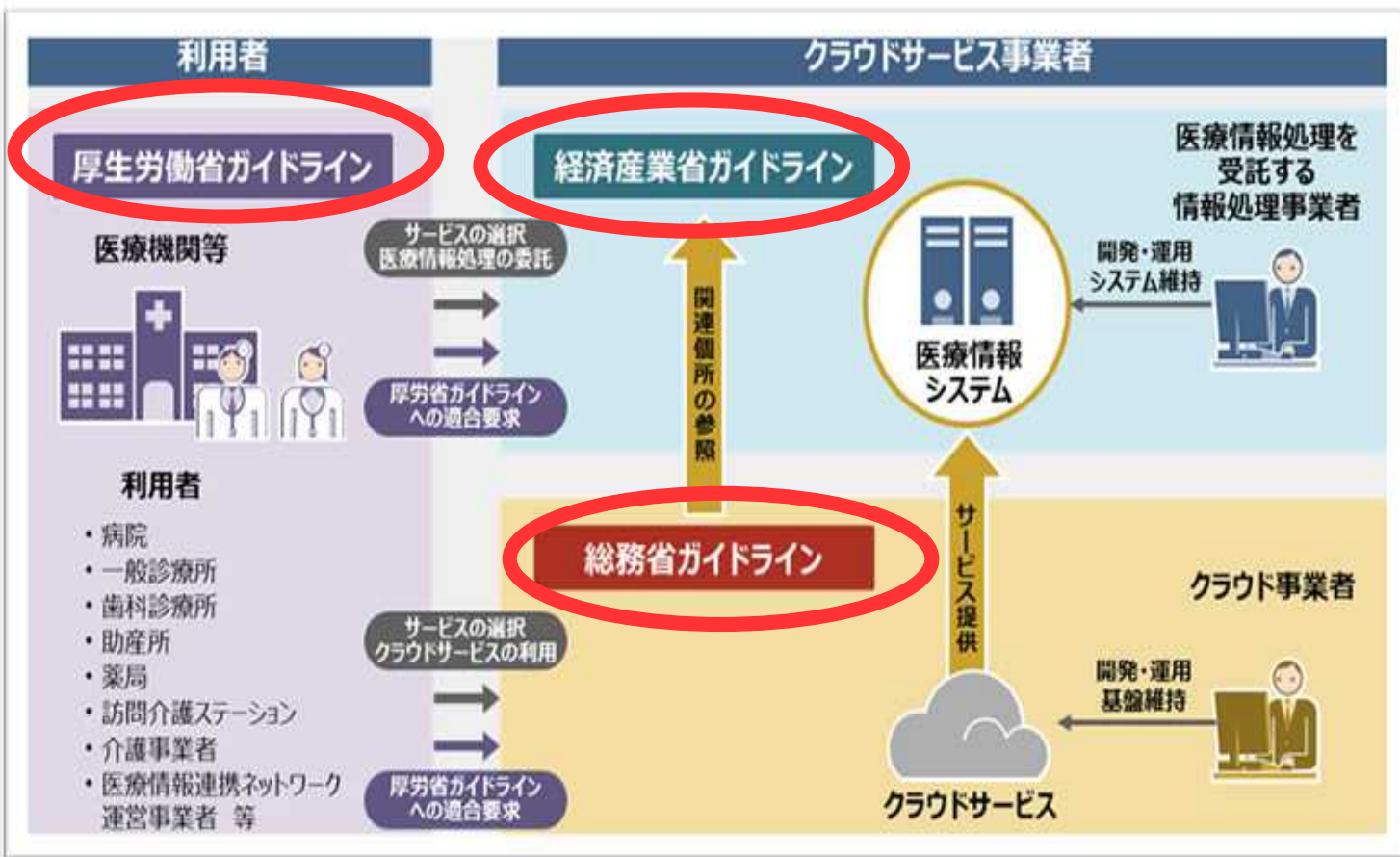
医療関連データの改革プランはデジタル関連法案以前から、すでにスタートしている

データヘルス集中改革プラン（2年間）の工程



※電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

システム統合は可能なのか？



たとえば、医療情報のばあい

医療情報関連のガイドラインが省庁をまたがって三つもある

出典: マイクロソフト社
<https://cloudblogs.microsoft.com/industry-blog/uploads/industry/sites/12/2020/08/3.jpg>

システム統合は可能なのか？



医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドラインに統合(2020)

出典：マイクロソフト社
<https://cloudblogs.microsoft.com/industry-blog/uploads/industry/sites/12/2020/08/3.jpg>

システム統合は可能なのか？



医療情報システム安全管理ガイドライン第5.1版主な改定ポイント（概要）

1. クラウドサービスへの対応

- ◆ クラウドサービス事業者との責任分界に関する考え方を追記。
- ◆ 外部保存を受託する事業者の選定基準について、クラウドサービス事業者に関する内容も含め記載。



クラウドサービスの利用と責任関係の確認

2. 認証・パスワードの対応

- ◆ 令和9年度時点で稼働している医療情報システムを、今後、新規導入又は更新に際しては、二要素認証又はこれに相当する対応を最低限のガイドラインとして記載。
- ◆ 安全と考えられる推定困難なパスワードに関する要件化。



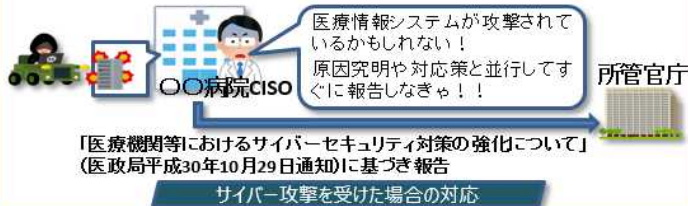
多要素認証の安全性

たとえば、医療情報のばあい

左図：厚生労働省のガイドライン

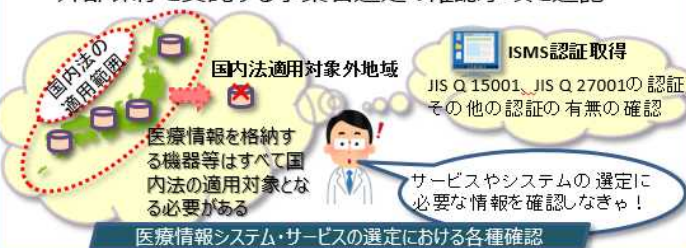
3. サイバー攻撃等による対応

- ◆ 一定規模以上や地域で重要な機能の医療機関等について、情報セキュリティ責任者(CISO)等の設置や、緊急対応体制(CSIRT等)の整備等を要請。
- ◆ コンピュータウイルスの感染などによるサイバー攻撃を受けた(疑い含む)場合等、所管官庁への連絡等への必要な対応、そのための体制を整備構築等を明記。

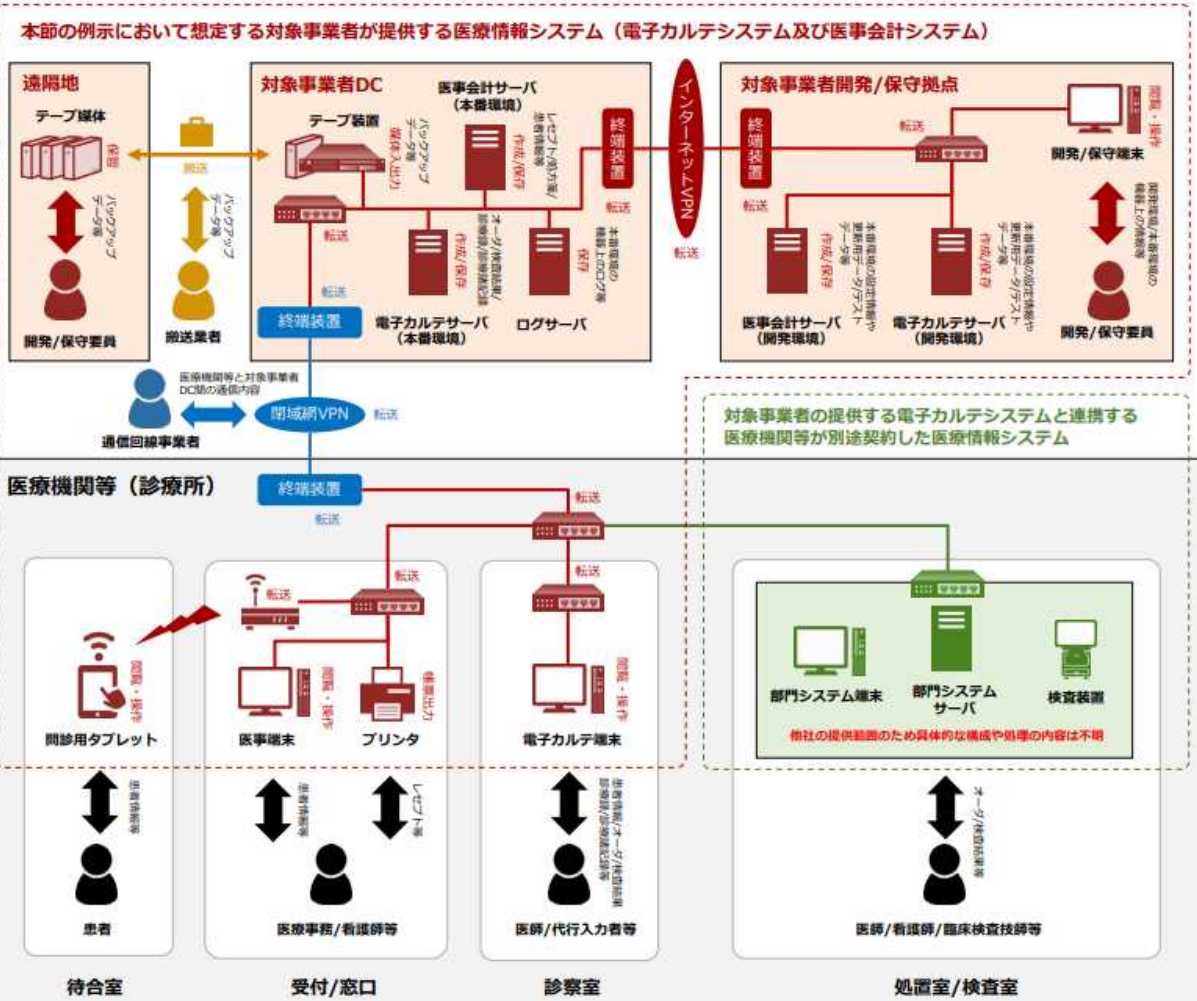


4. 外部保存受託事業者の選定基準対応

- ◆ 外部保存事業者の選定基準について、
 - ・行政機関等や民間事業者等の異なる基準を一本化
 - ・医療情報を格納する機器等が、国内法の適用を受けることの確認を追記
 - ・外部保存を受託する事業者選定の確認事項を追記



システム統合は可能なのか？

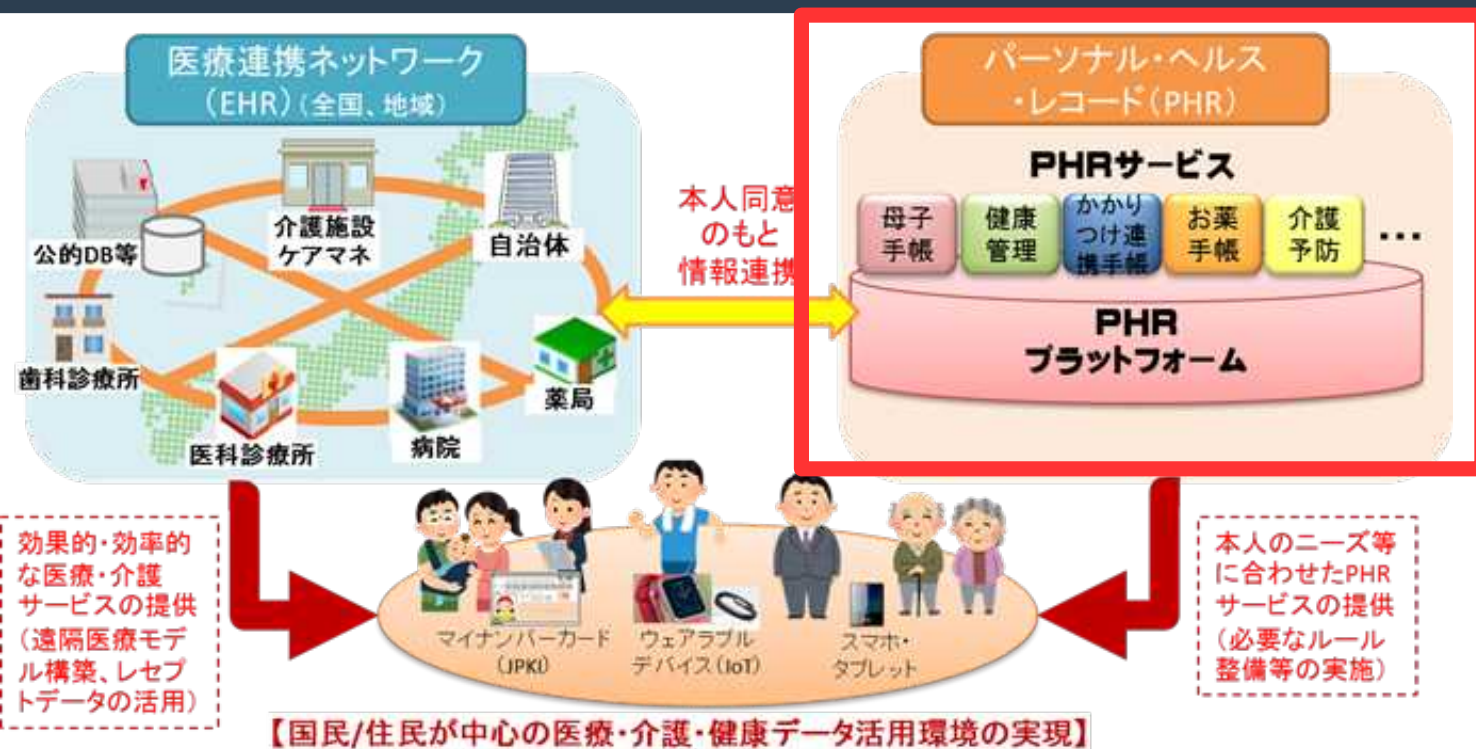


たとえば、医療情報のばあい

左図：経産省・総務省の新ガイドラインから



システム統合は可能なのか？



左図：総務省「医療・介護・健康分野の情報化推進」

出典：https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/iryuu_kaigo_kenkou.html

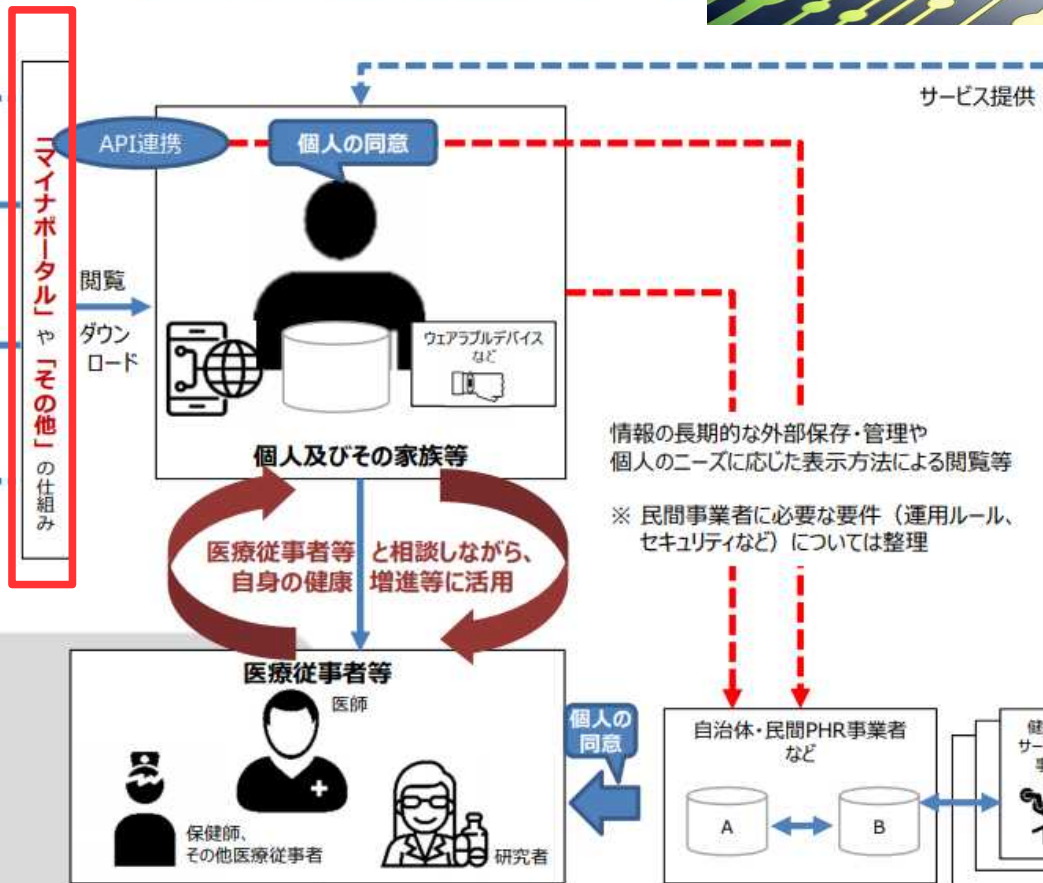




取扱い情報

区分	情報の種別	情報発生源
健康情報	・学校健診 ・事業主健診	・学校 ・事業主
	・予防接種履歴 ・乳幼児健診 ・妊婦健診 ・がん検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周疾患検診 ・肝炎ウイルス検診	・自治体
	・特定健診等	・保険者
		・自治体 中間サーバー
医療情報	・薬剤情報	・保険者
	・検体検査(一部) ・薬剤アレルギー歴 ・その他、電子カルテ内の情報	・医療機関
		・支払基金サーバー

個人による閲覧 (PHR)



医療情報だけをみてもシステム統合は容易ではない。直ちに完璧な統合は不可能だが、マイナンバーで連携された情報の相互運用がじわじわと進行することだけは確実。

情報の長期的な外部保存・管理や個人のニーズに応じた表示方法による閲覧等
※ 民間事業者に必要な要件（運用ルール、セキュリティなど）については整理

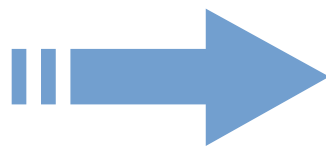
新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて(厚労省、2020/8)



デジタル監視社会化法案の背景

GOVERNMENT
SURVEILLANCE

- 5G ネットワークを使って
- ビッグデータを収集し
- AI で解析する



様々な情報インフラ
の統合

何をしたいのか？ 個人の行動把握と行動予測

理由は？

- 権力（政府）は権力の維持・拡大
- 資本は利益の拡大

人権や福祉はこれらの目的にとって必要な限りで考慮される。

政府文書、選挙公約、法律の文言などではなく実行行為で評価すべき



個人情報法では守れない



個人情報は 100 年維持されなければならない

法は個人情報 100 年の保護を確約できない

だから法をアテにしてはいけない

権力者は法があってもなくても目的を達成する



わたしたちにできること



個人情報を渡さないネット利用の運動文化をつくる

インターネットへのアクセスは私たちのパソコンやスマホ

→ パソコンやスマホの防衛体制を固める

- 技術の透明性原則を自分たちのライフスタイルでも確立する
- 巨大 IT 企業のサービスをボイコットする
- SNS やネットのサービスの利用について、選択の理由を明確にして共通のガイドラインを作成する

デジタル監視社会は私たちがライフスタイルを変えることで阻止できる → 政府・企業と異質なネット文化を創造する





私たちのネットの使い方を変える
ことは闘いの必須条件です。
私の情報も仲間の情報も渡さない!
ネットライフスタイルを変える
ことに挑戦しましょう!!